



福岡県SDGs登録制度 申請ガイド

令和6年10月更新
福岡県企画・地域振興部総合政策課

I. 目的

企業や団体は、自らの事業活動を通じて、ジェンダー平等や気候変動対策、循環型社会づくりなど、社会の課題を解決することがこれまで以上に求められています。

一方、企業や団体にとっては、SDGsへの取組を行うことで、新たなビジネス機会の創出や認知度・信用力の向上、人材の確保などの効果が期待でき、地域経済の活性化にもつながります。

このため、SDGsに積極的に取り組む企業・団体を県が広く公表し、SDGsへの貢献を「見える化」することで、登録事業者の取組を支援することを目的としています。

《SDGs（持続可能な開発目標）とは》

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの達成を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会、経済、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。

本県としても、SDGsの考え方を踏まえて施策に取り組むことにより、持続可能な社会づくりを推進していきます。



【ゴール1】
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



【ゴール2】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



【ゴール3】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【ゴール4】
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



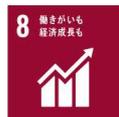
【ゴール5】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



【ゴール6】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



【ゴール7】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



【ゴール8】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



【ゴール9】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



【ゴール10】
各国内及び各国間の不平等を是正する



【ゴール11】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



【ゴール12】
持続可能な生産消費形態を確保する



【ゴール13】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



【ゴール14】
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



【ゴール15】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



【ゴール16】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



【ゴール17】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

Ⅱ. 制度の特徴

本制度の特徴は以下のとおりです。

- どのような取組がSDGsにつながるかを具体的に分かりやすく取組シートで示すことで、多くの企業や団体がSDGsに取り組むきっかけとなる制度
- 企業や団体の取組を「見える化」し、県民や取引先、金融機関等に広く知ってもらうことで、新たなビジネス機会の創出、認知度・信用力の向上、人材確保につながるような実効性の高い制度
- 「脱炭素化の推進」、「感染症対策の推進」、「ダイバーシティ」など、県としても進めているSDGsの達成に向けた取組を着実に前進させることができる制度

Ⅲ. 登録事業者への支援

本制度の登録事業者は以下の支援を受けられます。

- 県ホームページでSDGsへの取組を紹介します。
- 県のオリジナルロゴマークを使用できます。
- 競争入札参加資格審査における加対象となります。

(令和5年4月以降の審査から地域貢献活動評価項目に追加)

「競争入札参加資格審査」に関するお問い合わせ先

【建設工事関係】 建築都市部 建築指導課 建設業係 Tel : 092-643-3719

【物品・サービス関係】 総務部 総務事務厚生課 調達班 Tel : 092-643-3092

「地域貢献活動評価」に関するお問い合わせ先

【地域貢献活動評価制度に関する事】 総務部 財産活用課 調整係 Tel : 092-643-3086

【地域貢献活動評価項目：SDGsの推進に関する事】 企画・地域振興部 総合政策課 政策推進班 Tel : 092-643-3159

- 「ふくおか県政推進サポート資金」が活用できます。

「ふくおか県政推進サポート資金」に関するお問い合わせ先

商工部 中小企業振興課 金融係 Tel : 092-643-3424

- 商工団体や金融機関による伴走支援などを受けることができます。

IV. 登録の申請

1. 登録の対象

福岡県内に事業所等を置く法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主が対象となります。

2. 登録の要件

以下の要件をすべて満たしているものを対象とします。

①実施要綱第2条の対象者の要件を満たすこと

第2条 福岡県SDGs登録制度の登録の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、知事が登録の対象者として適当でないと認める場合については、この限りでない。

- (1) 福岡県内に事業所等を置く法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主であること。
- (2) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 県税等租税公課※の滞納がないこと。
- (4) その他、公序良俗に反する行為及び法令違反がないこと。

※租税とは、国税や地方税などの各種税金のことで、公課とは、国や地方公共団体から課せられた手数料や社会保険料などのことです。

②実施要綱第3条の登録の要件を満たすこと

第3条 前条の登録（以下「登録」という。）は、次の各号の全てに該当するものについて行うこととする。

- (1) SDGs達成に向け、既に実施している又は申請後1年以内に実施する具体的な取組を示していること。
- (2) SDGs達成に向けた取組方針及び重点的な取組を宣言していること。

3. 申請期間

令和5年度（2023年度）以降は、四半期ごとに申請を受け付ける予定です。

※日程は決まり次第、県ホームページに掲載します。

4. 登録の申請

申請にあたっては、次の書類を電子申請により提出してください。登録は無料です。

【必要書類】

①様式第1号：福岡県SDGs登録申請書

- ・申請の際は、様式第1号の内容を申請フォームに入力ください。

②様式第2号：SDGs達成に向けた取組シート

- ・各分類（全5分類）において1つ以上（上限なし）の項目の具体的な取組を記載してください。（『「具体的な取組」記載例』を県ホームページに掲載していますので、参考にしてください。）
- ・「具体的な取組」は申請から1年以内に取り組む内容を記載することも可能です。
この場合は、様式第2号の「申請時の実施状況」欄にて「実施予定」をお選びください。
- ・「北九州SDGs登録制度」及び「福岡市Well-being & SDGs登録制度（マスター登録）」に登録している事業者は、一部分類の記載を省略することも可能です。
（「記載方法の説明（様式第2号）」及び「Q&A」を必ずご一読ください。）
- ・登録から1年が経過する際に事務局よりご連絡致しますので、1年経過時点の取組の状況について改めて様式第2号をメールにてご提出いただきます。（※）
※第8期（令和6年10月登録）以前の登録事業者については、「実施予定」とした取組がある場合に限り、登録から1年が経過した折に様式第2号の提出が必要です。

③様式第3号：SDGs達成に向けた宣言書

- ・SDGs達成に結び付く、企業・団体の経営（運営）方針、経営（運営）理念等について記載してください。
- ・SDGs達成に向けて、パートナーと連携して取り組む場合は記載してください。
- ・SDGs達成に向けて、重点的に取り組んでいる分類を1つ以上選択し、様式第2号に記載した内容と整合性が取れるように取組を記載してください。
（「記載方法の説明（様式第3号）」及び「Q&A」を必ずご一読ください。）

④その他知事が必要と認める書類

- ・「北九州SDGs登録制度」または「福岡市Well-being & SDGs登録制度（マスター登録）」に登録済みの場合は、登録証（写し）を提出してください。提出いただくことで、様式第2号の一部分類の記載を省略することも可能です。

【申請方法】

以下の県ホームページURLへアクセスしていただき、申請フォームより申請してください。

- ①については申請フォームに入力、②～④については電子データを添付のうえ、申請してください。
様式第2号及び第3号の電子データについては、県のホームページに掲載しているデータ形式（エクセル）のまま添付してください。

≪県ホームページURL≫

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sdgs-touroku.html>

V. 登録の決定・更新・変更

1. 登録の決定

申請の内容に不備がなく、要件のすべてを満たしていると認めるときは、「福岡県SDGs登録事業者」として登録し、登録証を交付します。

2. 登録の有効期間

登録の日から3年間とします。

3. 登録の更新

登録の有効期間が満了する場合は、登録を更新することができます。その場合は福岡県SDGs登録更新申請書（様式第4号）に初回申請時の書類を更新したものを添付いただくとともに、登録制度に関するアンケートを提出いただくこととしています。更新の際は最新の申請ガイド等を確認のうえ、申請をお願いします。

なお、第8期（令和6年10月登録）以前の登録事業者についても、登録の更新の際は令和6年10月に改訂された新しい様式でご提出いただけます。

4. 登録の変更及び辞退

【登録の変更】

県に提出した登録内容に変更がある場合は、福岡県SDGs登録変更申請書（様式第5号）を事務局メールアドレス宛に速やかに提出してください。

【登録の辞退】

登録を辞退しようとする際は、福岡県SDGs登録辞退届（様式第6号）を事務局メールアドレス宛に速やかに提出してください。

«事務局メールアドレス»

fukuoka_sdgs_support@jtb.com

VI. 注意事項

登録事業者が、次のうちのいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消します。

- ①虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
- ②法令に違反する事案が発生した場合
- ③SDGsに資する活動について、実態がないと認める場合
- ④その他、登録事業者として適当でないと認める場合